

令和4年度岩手県子ども・子育て会議  
幼保連携型認定こども園部会

日時：令和5年3月20日（月）14：00～15：00  
場所：岩手県庁8階 8-L会議室

### ○小野寺子育て支援担当課長

只今から、「令和4年度第1回岩手県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会」を開会いたします。子ども子育て支援室子育て支援担当課長の小野寺と申します。

はじめに、本日まで出席いただいている委員の皆様は、委員総数5名中4名でありまして、過半数に達しておりますので、岩手県子ども・子育て会議条例第5条第4項において準用する第4条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議は公開となっておりますので、ご了承願います。

開会にあたり、子ども子育て支援室長の高橋からご挨拶申し上げます。

### ○高橋子ども子育て支援室長

本日は、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから認定こども園、保育所及び幼稚園の運営にご尽力いただいているとともに、本県の児童福祉行政、そして教育行政の推進にご協力を賜っていることに対しまして、改めて感謝申し上げます。

本日、ご審議いただく3件につきましては、いずれも保育所や幼稚園等として運営している施設から幼保連携型認定こども園に移行しようとするものです。

当部会は、認定こども園法の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園の設置の認可にあたり、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただくものでございますので、委員の皆様方からは忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### ○小野寺子育て支援担当課長

本日の出席者のご紹介については、お手元に配布しております、出席者名簿をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、山本委員につきましては、本日まで欠席でございますのでご了承願います。

次に、次第の「3(1) 会長、副会長の選出」についてお諮りします。

幼保連携型認定こども園部会の委員につきましては、2月14日に開催されました「令和4年度岩手県子ども子育て会議」におきまして、大塚会長よりご指名をいただいたところです。

部会の会長及び副会長は、条例の第5条第4項の規定を準用し、第3条第1項の規定により委員の互選によることとされているところですが、差し支えがなければ候補者について事務局からご提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

それでは、事務局としましては、会長は、岩手県立大学社会福祉学部教授 高橋聡様に、副会長は、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会 稲田泰文様に、就任をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### 【異議なしの声】

ご異議がないようですので、会長を高橋委員に、副会長を稲田委員にお願いすることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、高橋委員、会長席にご移動をお願いします。

次に、次第の「(2) 幼保連携型認定こども園の設置の認可について」に入ります。岩手県子ども・子育て会議条例第5条第4項において準用する第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以降の進行を高橋会長にお願いいたします。

なお、今回の審査案件は3件です。それでは、よろしくお願いいたします。

## ○高橋委員

ただいま会長に仰せつかりました高橋と申します。この部会の進行は初めてですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

今日は設置認可が3件ということですが、資料1に示されているように、岩手県知事から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可について、当部会の意見を求められております。それでは今回の議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

## ○吉田主任主査

事務局の子ども子育て支援室吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2により幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要を説明します。

幼保連携型認定こども園の定義につきましては、1の(1)に記載しております、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設」となっております。

ここで言います「この法律」とは、先ほど会長の方からお話がありましたとおり、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」いわゆる認定子ども園法というものに基づいてのことでございます。

次に幼保連携型認定こども園の設置主体であります。国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限られております。

次に、認可等の主体であります。これは都道府県知事、指定都市の長、中核市の長とされておりますので、本県の場合は、盛岡市内に所在する施設については盛岡市において認可を行い、盛岡市以外の32市町村に所在する施設は県で認可を行います。

なお、公立施設等については、設置の届出を行うことにより設置できますので、本部会でご審議いただく施設は、学校法人立及び社会福祉法人立の施設となります。

次に、審議会の意見聴取についてであります。都道府県知事は、アからウまでの認可等を行うときは、あらかじめ法第25条に規定する審議会の意見を聴かなければならないこととされております。本県においては、「岩手県子ども・子育て会議」を当該審議会として位置づけているものでございます。

意見聴取の対象となる事項は、「設置の認可・廃止等の認可」、「事業停止命令・閉鎖命令」及び「認可の取消し」となりますが、本日は、この中の「設置の認可」について、ご意見をお伺いする

ものでございます。

次に、幼保連携型認定こども園の設置基準についてであります。これは県において、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例により、その設置基準を定めているものでございます。なお、この条例は、国が定める基準に従い、又はそれを参酌して定めているものであります。国が定める基準と同様の基準を、県の基準としているものでございます。

次に認可の適否についてであります。法令上の取扱いとしては、条例で定める基準に適合し、かつ犯罪歴等の欠格事由に該当しないと認められる場合は、認可をするものとされているものでございます。

ただし、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画に定める必要利用定員総数に既に達している場合、確保対策が量の見込を上回っている場合等は認可をしないことができることとされております。本県では、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画におきまして、幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合には、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針としているものでございます。

次に2ページ目をご覧ください。

県内の幼保連携型認定こども園の設置状況についてであります。令和4年4月1日現在で、公立施設が13施設、私立施設が105施設の合計118施設となっております。

本日の意見聴取の対象となる施設については3件となります。3件の認可基準への対応状況等の詳細については、これから説明いたしますが、それぞれ、保育所、幼稚園型認定こども園、旧制度幼稚園及び認可外保育施設から、幼保連携型認定こども園へ移行しようとするものであり、また、開設時期は全て令和5年4月1日を予定しているものでございます。

以上が、幼保連携型認定こども園の設置の手続き等の概要でございます。

引き続き、1つ目の施設の申請内容等について説明申し上げます。1件目「たちばなこども園」についてご説明いたします。3ページをご覧ください。

施設の所在地は北上市、施設の設置者は、「社会福祉法人もくれい会」でございます。

この施設は、現在、立花保育園として運営されており、振興局が行う指導監査では適切に運営されていると報告を受けている施設です。

現在60人定員で0歳児3人、1・2歳児27人、2号定員が30人の計60人で運営しております。幼保連携型認定こども園への移行により、教育認定子どもに係る定員を15人分増やして、計75人とする予定でございます。

資料中段、園舎の床面積は754.18㎡、園庭の面積は609.55㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございます。子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に4ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

まず、(1)の学級編制についてであります。申請内容は、3歳以上児について、17人編制の学級を3学級、担任を1学級各1人、計3人配置することとしており、基準を充足しております。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、8人以上となります。実際には常勤換算で12.5人の保育教諭を配置

することとしておりますし、調理員1人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。まず、園舎の構造は平屋建てで、園舎の面積基準は478.41㎡以上とされており、また、園庭の面積基準は439.60㎡以上とされておりますが、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しているものでございます。

保育室等の面積については、主に0歳児が利用する乳児室、1歳児が利用するほふく室、2歳以上児が利用する保育室、いずれの部屋の面積も申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(4)の運営については、教育週数が年間48週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談を実施するとされておりますし、また、(5)の欠格事由についてありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくご審議願います。

#### ○高橋委員

ご説明ありがとうございました。最初に、全体の概要等を説明していただいたうえで、今回の設置の認可の対象となる1件目の施設「たちばなこども園」に関しましてご説明いただきました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

#### ○多田委員

初めてなので、全体の話をお聞きしたいのですが、法令の取扱いはいわゆるオーバーフローは認めないということを謳っているのですが、本県の方針としては普及の観点から、上回っていても原則認可を行う方針ということについて、その考え方を教えて欲しいです。普及の観点からというのは、あっていい話とは思いますが、需給バランスも一方で考えなければと思うわけですが、そのバランスはどのようにとっているのか、お考えを教えてください。

#### ○吉田主任主査

オーバーフローは必ず認めないという話ではないのですが、市町村の方で市町村計画を定めておりまして、設置の認可にあたっては、まず申請者は市町村に相談にいただくという形にしております。市町村の相談を経てこちらに上がってくるのですが、基本的にはこちらに申請いただいたもののうち、現在、保育所や幼稚園として運営しているものについては既に今ある定員の中で運営されているということになりますので、それについては現在の保育所や幼稚園については幼保連携型認定こども園に移行するというのをスムーズにするという観点で、県の計画上は基本的には認可を認めるという方針にしてございます。

問題になりますのは、新規の団体が出てきた時でありまして、それについて市町村と調整しながら進めていくということで、実はこちらの部会でのご意見をいただくもの他にも、市町村の方から意見聴取を行っております。最終的な判断をするときは市町村の意見も踏まえて認可の適否を判断させていただくということにしております。基本的には既存施設からの移行につきましては、今ある施設を使うということで、大きな増減もないということですし、法律上なるべく既

存の施設から簡単に移行できるように作られた法律ですので、既存の施設からの移行につきましては、県の計画も基本的には設置を認可するという事になっています。

#### ○多田委員

定数増になるので、基本的にはその施設は新設だという見方もできなくはないと思うのですが、心配するのは、オーバーフローした時にその地域によって子どもの取り合いになるのではないかと。そうした時にサービスの低下に繋がるのであれば、本末転倒ではないかという考え方もあると思ったのですが、その辺はどのようにお考えかというようなお尋ねをしましたが、そもそも足りていないという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○吉田主任主査

もしかすると今後、議論になってくるかもしれないのですが、実は利用定員の方はずっとニーズの方が大きくて、県・市町村の施設整備についてもどんどん増やしてきたところなんですけれども、実は今年度から全県の利用定員の状況が減少に転じたところがございます。子どもの数の減少に伴って利用定員の総数の方も下がってきているというところもあり、やはり調整が今後必要になってくる場所もあると思います。ただ、施設の設置認可にあたっては需要と供給も当然、全県一律とはなりませんので、人口が増えているところもありまして、ニーズが高いところもございます。そういった点につきましては、市町村と連携して意見交換をし、設置の適宜についての市町村の意見と、こちらの部会でもその状況について情報提供しながら、もし新設の施設が出てきた場合には今の定員の充足状況等を確認していただきながら、審議させていただくということにしております。

#### ○多田委員

それであれば、2ページ目に県内の幼保連携認定こども園の設置状況というところに、公立・私立の個所数だけ記載がありますが、ここに定員数や地域の状況等を入れることによってその地域が充足しているのか、そうでないのかということが明らかになって、審議の進展にも繋がるのではないかなど、意見として申し上げて終わります。

#### ○吉田主任主査

今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

#### ○高橋委員

いま多田委員からご指摘いただいたことは重要なことだと思っております。全体の基本的な事を確認することは必要なことだと思いますのでご指摘ありがとうございました。

その上で、今日の審査には直結しないことかと思っておりますけれども、私も気になったことがあり、会議前に確認させていただいたところでありました。今のような需給状況を考慮した上での判断をこの部会でしてきたかどうかということなんですけれども、今まではたぶんその必要を感じていなかったと思うんです。いま多田委員のご指摘に対して説明されたように、全県的な状況も変わってきていますので、これからはそういう確認も必要になってくる時期なのかなと思っております。

ます。次回以降、これについての扱い方について、また、この会議ではないのですが、別の会でも同じように定員の増が、果たして妥当なのかということで、実際はかなり妥当ではないと思われるようなケースもあり、その場合についての背景的な情報収集と意見収集とかを、どの段階でやるのかということがありました。今回も事前に市町村との調整をされているようではあるのですが、今後我々の部会もどこかの時点で、それについて我々の部会がどこまでそれをカバーすべきかを踏まえた上での決定を出すことが、今後必要だと思うので、次回以降それについてもご協力いただければと思います。

今回について伺ったところでは、そういう問題は生じていない事例ということでしたので、私も安心したんですけれども、書類上に問題はないけれど、実際の地域の実情としては問題があるということもあり得ますので、この辺については我々の方でも認識可能なようにしていただければと思います。

今は全体に関する確認でしたが、他にも何かございますでしょうか。

### ○川又委員

開園時期を見ますと、この時期にこういう委員会をやって意見聴取をして、その結果として意見が、適するとはならなかった場合に4月1日の開園がずれることになりますよね。そうすると、この時期にやるのは果たしていいものかと思いました。今おっしゃったように、もう少し早く情報収集をしてもっと早い時期に意見を出せるような設定にするべきかと思います。

もう一つ、文言で分からないところがあったのですが、職員の定員数ということで、資料2の4ページの保育教諭の人数基準を算定する場合に、1/3とか1/6とありますが、これは園児3人につき1人とか、概ねを除いた記載になっているのですが、官報では全部に概ねと付いていて、概ねとはどのように判断するものでしょうか。だいたいこれくらいというものなのか、必ずこの定員数の基準を守ってくれという意味に捉えればいいのか。

### ○吉田主任主査

冒頭の開催時期につきましては、おっしゃるとおりだと思います。一応、法律上は申請を60日前にということで、1月の末日までに提出していただくということになっておりまして、実際にその中から審査等を踏まえてこの時期になります。また、先ほどの説明にも申しあげましたとおり、法令の基準に合致している以上は基本的には認可しなければならないということが、大原則になってございます。それに加えて今回の部会や、市町村の意見を踏まえて総合的に認可をするということで、いままで認可されないというケースが事前の審査の段階ではほぼ無かったというところですが、先ほどお話がありました定員とかの関係で、開催時期については検討を今までもしたことがあるのですが、なかなかスケジュール的にも難しい面もあったので、今後の参考にさせていただければと思います。

官報の概ね何人につき1人というところは、すみませんが私も正確なところは分からないのですが、恐らくこの計算でいきますと、小数点以下の端数が出るようになりますので、各人数ごとに切り捨てていって最後に出た数字を四捨五入してという形でやるので、ぴったり何人とならないことから概ねという言葉がついているのかなという理解でございました。間違っていたら申し訳ないのですが、そのような理解でしたのでご了承願います。

なので、基準につきましてはこの30人に1人を算式で算出して、最後に端数処理をして整数にした人数を上回っているかどうかというところを確認しているものでございます。

#### ○高橋委員

時期的なことは、多田委員のご指摘と関係のある話だと思いますので、この部会の出す結論に関わることでしょうからこれから考えていただければと思います。

概ねについては、概ねは概ねなので厳密にということは無いでしょうけれども、おそらく計算して少しずれがあった場合には、その違いが本質的な影響を与えないような範囲か判断をすることかと思います。事務局におかれましては、今後の参考にしていただければと思います。

他にございませんでしょうか。

「たちばなこども園」の件に関しまして何かお気づきの点はありますでしょうか。

先ほどご指摘がありましたとおり、対象が広がりますので、それに対応した定員増という部分がありますけれども、それについては問題はないということです。そのうえで、基準的に拝見した感じでは問題はないということとっておりますが、よろしいでしょうか。

#### ○多田委員

4ページ目の適否のところ、ひとつ空欄があるのですが、それはどちらになりますか。

#### ○吉田主任主査

たいへん失礼しました。いずれも適となることを確認しています。申し訳ありませんでした。

#### ○高橋委員

記載漏れということで、適を追加していただく形で、よろしく申し上げます。

「たちばなこども園」について他に、何かありませんでしょうか。

無いようですので、「たちばなこども園」につきましては、先ほどの記載漏れの所を補充していただいた上で適と認める形にしたいと思います。

続きまして、2件目の奥州市「八日市幼稚園」についてのご説明をよろしくお願いたします。

#### ○吉田主任主査

続きまして、5ページの「幼保連携型認定こども園八日市幼稚園」についてご説明いたします。

施設の所在地は奥州市、設置者は「学校法人八日市学園」でございます。

この施設は、現在、幼稚園型認定こども園八日市幼稚園として170人の定員で運営しております。幼保連携型認定こども園への移行により、定員の総数は170人で変更ありませんが、今まで0歳児の定員を設けていなかったのですが、新たに0歳児6人の定員を設け、その分1歳児の定員を減じるということにはなっているようですけれども、0歳児を受け入れる予定でございます。

資料中段、園舎の床面積は1,443.79㎡、園庭の面積は2,013.00㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に6ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。まず、(1)の



学級編制についてであります。申請内容は、3歳以上児について、21人編制の学級を2学級、22人編成の学級を4学級、計6学級に、それぞれ担任を1人、計6人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、14人以上となりますが、実際には常勤換算で25.06人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員1人に加え、栄養教諭2人、栄養士1人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。まず、園舎の構造は平屋建てで、園舎の面積基準は815.70㎡以上とされており、また、園庭の面積基準は706.00㎡以上とされておりますが、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しているものでございます。保育室等の面積についても、いずれの部屋の面積も申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(4)の運営については、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育相談事業として子育て相談等を実施するとされておりますし、また、(5)の欠格事由についてであります。申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくご審議願います。

#### ○高橋委員

只今の件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

#### ○多田委員

1学級あたりの定員ですが、基準では35人以下と上限を決めているようではございますけれども、先ほどの、「たちばなこども園」と比べると人数差があるのですが、特に年齢によって標準的な人数の基準はあるのですか。それとも、法人の判断だけでやっているのか教えていただきたいです。

#### ○吉田主任主査

基本的に基準はないです。35人以下であれば、あとは裁量ということになります。実際は、運営費が入ってくるので、設置の認可とは別の話になりますけれども、それらも踏まえて法人の裁量で人数を決めます。また、きめ細かな保育を行うということでも、設置者側の判断で人数を決められています。我々とする、そのうえで各クラス1人以上の担任を置いてあとは、人数基準を満たしているかということの審査ということで、県が見るのは最低基準になりますので、あとはどのようにきめ細やかにやるかということで、法人の裁量となります。

#### ○多田委員

恐らく交付金ですと、標準1学級あたり何人かというのでよろしいかと思うのですが、それを超えてまでやろうとしたら当然自腹になる、それでも質の高い保育を提供したいという法人であれば、そこを下回って定員数とすることも、あり得るのですか。

### ○吉田主任主査

一応あり得るのですが、そういう運営をされるところは恐らく無いと思います。ただ、給付費の考え方が、最低基準分の運営費がいったうで、各種加算が高じられることになります。障がい児に対して手厚く対応するというので、保育士の数を増やしていたりすることもありますので、それらも含めて何人のクラスにするかということ各園で決めているということでございます。たぶん赤字運営というのはされていないと思います。

### ○多田委員

分かりました。

### ○高橋委員

他にありませんか。

よろしいでしょうか。他に無いようですので、「八日市幼稚園」に関しましては、認可を適とすることといたします。次の施設について、3件目の「岩手中央幼稚園・保育園」についてご報告をお願いいたします。

### ○吉田主任主査

続きまして、資料7ページ、「岩手中央幼稚園・保育園」についてご説明いたします。

施設の所在地は岩手町、設置者は「学校法人太田学園」でございます。

この施設は、子ども・子育て支援新制度に移行していない既存の岩手中央幼稚園と認可外保育施設である岩手中央アカデミーを統合して、新たに幼保連携型認定こども園を設置するものであり、保育定員を57人、教育定員を34人として、計91人で運営する予定でございます。

資料中段、園舎の床面積は658.64㎡、園庭の面積は1,709.60㎡でございます。

給食の提供状況であります。全ての園児に対し自園調理で給食を提供するものでございますし、子育て支援事業は、地域住民等を対象とした子育て相談等を実施するものでございます。

次に8ページをお開きください。設置基準への対応状況についてご説明します。

まず、(1)の学級編制についてであります。申請内容は、3歳以上児について、20人編制の学級を1つ、25人編成の学級を2学級、計3学級に、それぞれ担任を1人、計3人配置することとしておりますので、基準を充足しております。

次に、(2)の職員配置についてであります。保育教諭の配置基準は、年齢ごとの必要な保育教諭数を積み上げますと、7人以上となりますが、実際には常勤換算で8.6人の保育教諭を配置することとしておりますし、調理員1人を配置することとしておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(3)の設備等についてであります。まず、園舎の構造は2階建てで、2階部分は地域子育て支援相談室や会議室になっています。園舎の面積基準は468.51㎡以上とされており、また、園庭の面積基準は439.60㎡以上とされておりますが、それぞれ、申請内容の方が上回っておりますので、基準を充足しており、また、保育室等の面積も、いずれの部屋の面積も申請内容は設置基準により算定した面積以上を確保しておりますので、基準を充足しているものでございます。

次に、(4)の運営については、教育週数が年間39週、子育て支援事業については、教育保育

相談事業として子育て相談等を実施するとされておりまして、また、(5)の欠格事由についてありますが、申請者及び申請者の役員について犯罪歴等の欠格事由には該当しておりませんので、基準を充足しているものでございます。

以上が、申請内容と設置基準への対応状況でございます。よろしくご審議願います。

#### ○高橋委員

ありがとうございました。「岩手中央幼稚園・保育園」につきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

#### ○多田委員

岩手町で、こども園が設置されるのは初ということよろしいですか。岩手町での幼稚園や保育園の設置状況はどのようになっていますか。

#### ○吉田主任主査

幼稚園はこの1園だけです。

#### ○多田委員

そこが認定こども園になるということですか。

#### ○吉田主任主査

そうです。それと、保育利用の子どもを受け入れていた認可外保育所が一緒になって新しく幼保連携型認定こども園にということ。岩手町にはあと、公立の保育所があったのではないかと思います。

#### ○多田委員

(4)の運営というところで、教育週数とありますが、「たちばなこども園」は48週ですが、それ以外の2施設は39週となっていますが、これは幼稚園を柱にして認定こども園になるところと、保育施設から認定こども園になるところとの違いがあるのですか。9週の差があるので、その辺りがどうなっているのかお聞きしたです。

#### ○吉田主任主査

そこは、39週以上であれば基準を満たしているということになるので、あとは教育をどれだけするか、夏季休暇や冬期休暇の日程をどのくらいまで設けるかということになりますので、法人の裁量ということになります。確かにおっしゃるとおり、保育園からの移行のほうが、教育週数を多くしやすいのかもしれませんが。従前から夏休みや冬休みという概念がないので、ということかと思えます。

#### ○多田委員

一年間52週ですから、48週だと1か月しか休んでいないということになりますので、そうい

う意味では、あまり夏休みや冬休みというカテゴリーはないんだろうなという感じがして大変ですね。

#### ○吉田主任主査

こちらの認可基準上では39週以上ということにしておりますので、多すぎてもなかなか、我々の方でだめだといったようなことは今までないかと思えます。

#### ○多田委員

働き方改革という観点からみるといかなものかと思えますが、その分、人が確保されていることになりましたもんね。分かりました。

#### ○稲田委員

ここに限ったことではないと思うのですが、職員の配置を見ますと、基準が7人以上のところに、申請が8.625人ということで、非常に基準に近い職員数でございます。非常に今は、保育士資格者の不足と、人材確保の難しさを身に染みているところでもありますので、他のところを見るとかなり手厚くスタッフの配置がされているところがある中で、こちらはかなりぎりぎりの人数であります。認可になった後でも、人材の確保に苦労されている施設も中にはありますので、そのようなところに関してはご指導やご助言をいただけるような形でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○吉田主任主査

岩手町の方では、確かに保育士確保という面では苦慮をされたというお話を聞きましたし、岩手町周辺の自治体からもお話をいただいております。保育士確保について県の施策として、確保対策をするということで、施策を打っているところがございますけれども、この点につきましてはご意見を踏まえまして、引き続き市町村と連携して対応していきたいと思っておりますので、ご意見があったこともお伝えしながら今後、取り組んでいきたいと思えます。

#### ○高橋委員

「岩手中央幼稚園・保育園」について、何かありませんでしょうか。

ご意見等ないようですので、認可を適といたします。

以上3件の意見のとおり、答申を知事に対してしたいと思います。事務局の方から答申案の配布をお願いいたします。

#### ○高橋委員

お手元に配布した案のとおり、知事に答申してよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声】

それでは、このとおり答申することといたします。

次に、議題の「(3) その他」ですが、皆様から何かございませんか。

今日の認可に関しましては、問題とするようなご意見はありませんでしたけれども、全体についてのご意見がありました。私が改めて確認するまでもないとは思いますが、基本的にこの会は、法令に合致した形での基準を満たされているかということの確認が本来の役目ですので、あまりそういう政策的な判断をするというような会ではないわけですが、ただ最初の方の話にもありましたとおり、書類上は問題なくても、地域の実態においては若干問題も指摘されているようなところも、無くもないので、そうことに関して我々がそういうことを認識していないというような事があれば、具合が悪いので、そこら辺についてもどこかのタイミングで確認できるというような形での配慮を検討いただければと思います。

事務局から、何かございますか。

#### ○小野寺子育て支援担当課長

次回の部会の開催日程についてですが、現時点で具体的な日程は確定しておりませんが、今後の認可申請の状況に応じ、日程を調整して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○高橋委員

では、以上で、本日の議事を閉じさせていただきます。

委員の皆様には、進行にご協力をいただきありがとうございました。

#### ○小野寺子育て支援担当課長

本日は、長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回岩手県子ども・子育て会議幼保連携型認定こども園部会を終了いたします。ありがとうございました。